

騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、第1表に掲げる地域とする。
- 2 特定工場等において発生する騒音の規制基準は、第2表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。
- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号の規定により市長が指定する区域は、第1表に掲げる区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。
 - (1) 第1種区域、第2種区域及び第3種区域
 - (2) 第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

第1表

| 第1種区域 | 第2種区域 | 第3種区域 | 第4種区域 | 備考 |
|-----------------|---|----------------|-------|-----------------|
| 第1種低層住居 専用地域 | 第1種中高層住居 専用地域 | 近隣商業地域 商業地域 | 工業地域 | 別図のうち、実線で表示した区域 |
| 第2種低層住居 専用地域 | 第2種中高層住居 専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 字与儀の一部 | 準工業地域 | | |

備考

- 1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。
- 2 別図は、省略し、沖縄市市民部環境課に備え置き、閲覧に供する。

第2表

| 左欄 | 右欄 | | |
|-------|----------------------|----------------------------------|-------------------------|
| | 昼間 (午前8時から午後7時まで) | 朝夕 (午前6時から午前8時まで午後7時から午後9時まで) | 夜間 (午後9時から翌日の午前6時まで) |
| 第1種区域 | 45デシベル | 40デシベル | 40デシベル |
| 第2種区域 | 50デシベル | 45デシベル | 40デシベル |
| 第3種区域 | 60デシベル | 55デシベル | 50デシベル |
| 第4種区域 | 65デシベル | 60デシベル | 55デシベル |

備考

- 1 左欄の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ第1表に掲げる区域をいう。
- 2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する第3項第2号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。